

斎場使用料補助金交付条例案

(目的)

第1条 この条例は、飯盛斎場及び寝屋川斎場並びに墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に規定する火葬場を使用する者に対し、斎場使用料を補助することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象となる者は、死亡者が本市の住民基本台帳に記録されている者または外国人登録原票に登録されている者に限る。ただし、死産児については、父または母が本市の住民基本台帳に記録されているものまたは外国人登録原票に登録されている者に限る。

(補助額)

第3条 補助額については、次のとおりとする。

- (1) 12歳以上 12,000円
- (2) 12歳未満 6,000円
- (3) 死産児 2,000円

2 斎場の使用料の2分の1の額が前項の補助額に満たない場合は、その額を補助額とする。

(補助金の返還)

第4条 市長は、補助金を交付した後、申請その他関係書類に虚偽の記載があったと認められたときは、補助金を交付した者に対し、補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。